

令和7年度 第14回政策会議・調整会議

<検討>

1	多治見市禁煙外来治療費助成金交付事業の延長について（保健センター）			
	<概要> 多治見市禁煙外来治療費助成事業について、要綱の附則に「令和8年3月31日までに廃止する」とあるが、本市の健康づくり施策の一環として、3年間延長する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①20歳未満を対象とする考えはあるか。あえて20歳以上を対象と明記しなくてもよいのではないか。
 →法律上20歳未満の喫煙は禁止されていることから対象外としている。
- ②20歳未満の禁煙相談はあるか。
 →ない。
- ③助成金について申請数と助成数の差がある理由は。
 →禁煙治療を途中で終えたため助成に至っていないケースがある。

【調整会議での主な意見】

- ①3年間の延長後どうするかは考えているか。
 →この延長期間で市民への周知の強化を図る。担当課としては3年後以降も継続したいと考えている。
- ②ハッピープランで位置付けていながら3年間限定となると整合性が取れないのではないか。延長期間を3年に区切った理由は。
 →ハッピープランについてはR6年度からの第3次プランの行動計画に大人の禁煙を目指す取り組みの1つとして「禁煙治療費の継続」を位置付けている。3年間は取組の効果を判断するための一定の期間という認識。
- ③禁煙治療後に再喫煙となった方へのその後の指導はどうしているのか。
 →禁煙治療の2年後まで手紙や電話等での禁煙継続支援を実施している。

2	多治見市一般旅券収入印紙等購買基金条例の一部改正について（市民課）			
	<概要> 岐阜県証紙条例を廃止する等の条例の施行（令和8年1月1日）に伴い、多治見市一般旅券収入印紙等購買基金条例の一部を改正する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①1月1日時点で保有する県証紙は県が買い戻すのか。また、その場合に手数料は発生するのか。
 →県が買い戻す。手数料は発生しない。
- ②他市はどういった対応か。
 →同様の対応。
- ③12月補正に計上しているのか。
 →計上している。
- ④県証紙廃止後の手数料の納付方法は。
 →コンビニでの納付となる。旅券センターはシステムがあり、オンライン決済可能。

【調整会議での主な意見】

- ①購入後の県証紙の払戻は発生するのか。
 →基本的には発生しない。

3	多治見市企業立地促進条例の見直しについて（企業誘致課）			
	<概要> 法人市民税、固定資産税の増収及び市民の雇用の観点から、現在の多治見市企業立地促進条例で奨励金の対象としている製造業・運輸業・本社機能に加え、情報通信業と支社（オフィス）及びそれに付随する福利厚生施設を追加する。また、奨励金の交付対象事業所を決定するための投下固定資産額（土地購入費、建設費、償却資産購入費）の変更を行う。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①支社について具体的な話や想定があったのか。

→そういったわけではない。支社は地域を統括するもので雇用や税収の増加に寄与することが見込まれるため対象として拡大するもの。

②データセンターの候補地の見込みはあるか。

→要する費用が想定できないが、何とか探していきたいと考えている。

【調整会議での主な意見】

①今回の見直しは具体的な企業からの提案への対応か。それとも今後の動きを見据えた事前準備か。

→事前準備である。

① 大企業を優遇するというものか。

→企業進出における投下固定資産総額の3億円は土地建物等の取得や今般の物価高騰も踏まえると基本的には超えるもの。市としては大企業を誘致したいという意向はある。

4	緑の基金の活用について（緑化公園課）			
	<概要> 令和8年度から緑の基金を活用した予防的な伐採を進める。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①1,000万円分の予算が市道に隣接する土地の伐採に活用できるのか。

→お見込みのとおり。

②道路脇の伐採は対象内か。

→道路に接している公園・緑地、普通財産が対象。民有地は対象外となる。

③伐採した木が現地に残っている状態を確認することがある。運搬まで行われない理由は。

→運搬まで行くとコストが高くなることが主な理由であり、伐採範囲が減ってしまうため周囲への影響を取り除いて現地に置いておく場合が多い。

【調整会議での主な意見】

①当該予算で伐採できる面積はどの程度か。

→他課では2,000～4,000㎡の事例もあるが、条件によって異なる。

②緑の基金の財源は寄附によるものか。

→寄附は590万円であり、1億円は積み立てたもの。

③基金については、順に使い切るのか。森林環境譲与税は活用するのか。

→20年程度で使い切る予定だったが、寄附等も含め基金に充てる財源は探していく。森林環境譲与税は民有林の危険木伐採の補助に充てるため、活用しない。

④説明の中では緑の「育成」に当たるとの説明だったが、資料では「保護」の範囲内とあるがどちらか。

→保護の範囲に含まれるが、育成の側面もある。

5	多治見市危険木伐採事業費補助金交付要綱の制定について（農林課）			
	<概要> 住宅への倒木被害を予防し、市民の安全で安心な生活環境の保全を図ることを目的に、危険木の伐採費用の一部を、森林環境譲与税を活用して補助する「多治見市危険木伐採事業費補助金」			

	を制定する。		
	政策会議	決定	調整会議 了承

【政策会議での主な意見】

①可児市や御嵩町は道路沿いも対象としているが、どういった考えか。

→本市においては住宅に影響を及ぼすもののみ対象とする。

②開始後の状況を見て対象範囲の再検討はあるか。

→お見込みのとおり。

③今後、森林環境譲与税基金はどのように活用するのか。

→当面は笠原小中学校及び新本庁舎の木質化に活用予定。

④森林促進整備事業費はどのような事業に活用するのか。

→①森林台帳の整備、②意向調査、③境界立会、④間伐等に活用予定。

⑤台帳整備の進捗率は。

→50%程度。

⑥所有者以外が伐採する際の表現を丁寧に記載すること。

⑦危険木の定義をもう少し詳細に示した方がよい。例えば竹は危険木の対象となるのか。

→現時点では竹は対象外として考えているが、今後検討する。

⑧所有者の同意を得て危険木を伐採した場合、その費用は所有者と伐採した者の間で調整するのか。

→お見込みのとおり。

【調整会議での主な意見】

①補助対象経費に危険木の撤去に係る費用とあるが、搬出・運搬は対象外とある。搬出・運搬は撤去に含まれるようにも見えるが、どのようか。

→書きぶりについて検討する。

②補助対象者について、被害を受ける恐れのある方が含まれるが、そもそも原因者が伐採するべきではないか。

→そのとおりではある。担当課では、新築アパートを建てた際、近隣地の危険木伐採について入居者から意見を受け、集合住宅の所有者等が原因者に伐採を依頼しても対応されない場合等を想定している。

③補助率 3/4 は他の補助金よりも大きい、その理由は。

→伐採を促進したいという意向である。

④税を個人の財産に使うことはどうかといった意見を受けた場合どのように答えるか。

→森林環境譲与税は、民間の山林の保全のために使うものとされている。

⑤危険木の伐採は山林の保全のうちごく一部だと考えるが、伐採事業のみを対象とするのか。

→お見込みのとおり。

⑥他市では道路や河川への影響についても対象としているが、本市では対象外とする理由は。官地を対象外とすると実効性が低いと感じる。

→官地については、緑化公園課の緑の基金の活用や通常の予算で実施。道路等を対象外としたのは、件数が膨大になると考えたため。申請状況を見て対象範囲は別途検討する。

6	文書の保存年限の見直しについて（総務課）		
	<概要> （１）長期保存文書は、恒久的な保存が必要なものに限る。それ以外の保存期間が有限な文書は一旦 20 年保存とし、20 年ごとに適宜保存年限の延長を行う。 （２）平成 25 年に 20 年保存に変更した「賦課徴収」に係る文書のうち、システム上で管理されている根拠資料の場合は 5 年保存に短縮する。システム等で管理されていない根拠資料については、20 年保存のままとする。		
	政策会議	決定	調整会議 了承

【政策会議での主な意見】

①事前にリストを示した上で各課作業、仕分けとなるのか。

→お見込みのとおり。

②長期保存かどうかは担当課ごとに判断が分かれることもあるので、総務課として考え方を示すこと。
また、担当課は仕分けの際に保存の要否について判断できる職員が対応すること。

③文書の仕分け作業に関する委託業者の役割は。

→①地下書庫からの文書の引上げ、②職員が分けた文書を書庫への戻入れ、③文書管理システムのまとめ作業を予定。

【調整会議での主な意見】

①現状は 30 年保存が必要な文書は長期保存となっている。今回保存期間が有限か無限かによって仕分けすることは理解したが、その期間を 20 年とした理由は。

→現行の保存期間で最も長い 20 年とし、20 年ごとに保存期間を見直しすれば、当初の職員への聞き取り等も可能であると判断し決定した。

②歴史的公文書の扱い等についてガイドラインを示したほうがよい。

→他市では歴史的文書を掘り出すための公文書館をつくり、文書を保存させている事例もあるが、本市ではそういった仕組みはない。そのため、文書を仕分けた後にすぐに処分するのではなく、判断するための期間を設け一時保存しておくことを考えている。

③R 8 年度以降に市史編纂業務を行うにあたり過去の資料の収集・分析が必要になるので、文化財保護センターと調整の上進めてほしい。

④H23 以降の予算書を除くとあるが、この件は財政課と確認させてほしい。また、他の例についても、関係課と調整の上進めてほしい。

7	令和 7 年人事院勧告の対応について（人事課）			
	<概要> 令和 7 年人事院勧告の内容に基づき、職員等の給料月額及び期末・勤勉手当等について、関係条例を改正する。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①一般職給料表の改定率はいくつか。

→3.3%。

【調整会議での主な意見】－

8	令和 8 年度大規模保全工事予算案について（企画政策課）			
	<概要> 令和 8 年度の大規模保全工事予算案を作成したので、検討をお願いします。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①施策枠の LED リース事業は初年度のみ大規模保全工事の予算での対応か。

→お見込みのとおり、2 年目以降は担当課予算となる。

②R 9 年度の LED リース事業について、リース以外で安くなる手法がないか確認すること。

③空調の新設を行う場合、施策枠での対応となるのか。

→お見込みのとおり。ただし、洋式トイレ化事業後の検討となる。

【調整会議での主な意見】

①本庁舎移転まで一定期間あるが、空調設備の改修等に関する費用はこのリストに入っているか。

→入っていない。

→この夏は体調を崩す職員が多かったので、課題として認識し直す必要があると思う。

②体育館の空調について緊防債での対応で進めているが、大規模保全工事の施策枠での対応は可能か。
→現在はLEDリースと洋式トイレ化に充てることとしているので、今後の検討となる。

<報告>

9	令和7年度多治見市戦没者追悼式の開催について（福祉課）			
	<概要> 令和7年度多治見市戦没者追悼式を規模を縮小して開催する。 【日時】 11月7日（金） 13:30～14:30 【会場】 バロー文化ホール 2階大会議室 【参加者】 来賓：衆議院議員、県知事他 遺族：約40名 市職員等：市長、副市長、市民福祉部長、市議会議員（案内のみ）			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①市議会議員に対しては案内のみの予定となっているが、当日来場者の名簿チェックは行うのか。
→お見込みのとおり。
- ②衆議院議員は2名ともに案内すること。

【調整会議での主な意見】

- ①他市では継続しているのか。
→小規模で継続しているところもある。

10	多治見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて（保育幼稚園課）			
	<概要> （1）乳児等通園支援事業（いわゆる「こども誰でも通園制度」）の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため、令和7年12月議会に条例制定議案を提出する。 （2）併せて、多治見市子育て支援会議の所掌事務に「特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し意見を述べること」を加えるため、多治見市子育て支援会議条例の一部を改正する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①事業者もマイナポータルを利用するのか。
→お見込みのとおり。
- ②受け入れを予定する保育園は。
→池田保育園を予定。若草保育園も受け入れの可能性はある。
- ③こども誰でも通園制度の開始によって想定される受け皿の量（園児数）は。
→40名程度。
- ④こども誰でも通園制度の受け皿は用意する必要があるのか。不足する場合はどういったこととなるのか。
→用意は必要という認識。不足の場合は待機児童のような形となると想定。
- ⑤利用予定者からの利用申請に対し受け入れ可能かどうかの判断はいつか。
→予約のタイミングでの判断。
- ⑥突発的な申請にも対応することとなるのか。
→お見込みのとおり。
- ⑦利用申請は4月からか。
→お見込みのとおり。
- ⑧制度について不明確な点があるので、利用者側に立った視点での疑問を持ち考えること。

【調整会議での主な意見】

- ①確認基準に合わせて確認しないと事業は実施できないということか。

→お見込みのとおり。

②先行自治体は本市と同様に2つの条例を定めて事業を進めているのか。

→給付費ではなく、補助金扱いで進めている状況。

③本件の2条例については、12月議会までの提出が必須か。

→最終リミットは3月議会である。

④利用者負担の収入は市に入るのか。

→事業者で金額も含め決定して徴収するので市には入らない。

11	令和7年第5回（12月）多治見市議会定例会 提出予定議案（総務課）			
	＜概要＞ 令和7年第5回（12月）多治見市議会定例会への提出予定議案について確認をお願いする。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①公用車の物損は損害賠償の対象か。

→対象外である。

②市町村会館組合規約の変更に伴う事務の承継はどういったものがあるのか。

→軽自動車税に関する事務が挙げられる。

③市議の議員報酬に関する議案の提出方法については、議会と執行部の担当者間で調整している。

【調整会議での主な意見】－

12	ホームページリニューアルについて（秘書広報課）			
	＜概要＞ （1）新ホームページの本格稼働までのスケジュールを示すとともに各課の作業協力を依頼する。 （2）各課所管ページにおいて、更新されていない情報や不要なページが生じないようにチェック方法を示す。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①緊急時のページはどう表示されるのか。

→各ページの上部から遷移できるようリンクを掲載予定。

②有事の際はそれに合わせたトップページに切り替えられるとよい。

③デモページでは、新着情報がページ下部に表示されているので、位置の変更を検討してほしい。

④新旧ホームページの並行更新作業の期間について年度末の1ヶ月間は長いと思う。

→短縮できるか業者と調整しているところ。

【調整会議での主な意見】

①受託業者を選定した理由は。

→レイアウト等が決めやすく、統一的なページが自動的に作成可能という点が評価された。

②統一感を持ったホームページを作成するためのフォーマットやマニュアル等は研修で示されるのか。

→お見込みのとおり。

③新旧ホームページの並行更新作業の期間について年度末の1ヶ月間は長いと思う。

→業者に相談する。

<周知>

13	公式 Instagram 第8回フォトコンテストの実施について（秘書広報課）			
	<概要> 令和7年度 第8回フォトコンテストの開催について周知する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

14	令和7年度「川と海のクリーン大作戦」土岐川一斉清掃実施について（道路河川課）			
	<概要> 10月26日（日）に、河川清掃「川と海のクリーン大作戦」を行う。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－